

北海道警察札幌方面指定庁舎電力（業務用）需給契約書（案）

- 1 契約事項 北海道警察札幌方面指定庁舎で使用する電力（業務用）の需給
- 2 納入場所 別添「北海道警察札幌方面指定庁舎電力（業務用）需給契約仕様書（以下「仕様書」という。）別記1」のとおり
- 3 契約期間 令和9年2月1日から令和10年1月31日まで
- 4 契約単価
 - (1) 業務用電力（一般）・基本料金 契約電力1kW 当たり金 円
 - (2) 業務用電力（一般）・電力量料金 使用電力量1kWh当たり金 円
 - (3) 業務用電力（平日休日別）・基本料金 契約電力1kW 当たり金 円
 - (4) 業務用電力（平日休日別）・電力量料金（平日） 使用電力量1kWh当たり金 円
 - (5) 業務用電力（平日休日別）・電力量料金（休日） 使用電力量1kWh当たり金 円
 - (6) 予備電力（予備線）・基本料金 契約電力1kW 当たり金 円
 - (7) 予備電力（予備電源）・基本料金 契約電力1kW 当たり金 円（上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた単価とする。）

- 5 契約保証金 金 円
（ 免 除 ）

（注）（ ）書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

上記電力の需給について、発注者 北海道と供給人 （以下「受注者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。）

（注）（ ）書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には 以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

（令和 年 月 日）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

発注者 北海道
北海道警察本部長
友 井 昌 宏

住 所
受注者 氏 名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、仕様書に基づき指定庁舎で使用する電力を需要に応じて安定的に供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(供給内容)

第3条 電力の契約種別及び内容は、次のとおりとし、仕様書別記1の左欄に掲げる需給施設毎に、同中欄に掲げる契約種別を適用する。

(1) 業務用電力（一般）

電力量料金をその1月の使用電力量により算定する。

(2) 業務用電力（平日休日別）

電力量料金をその1月の平日、休日別の使用電力量により算定する。この場合において、休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいい、平日とは、休日以外の日をいう。

(契約単価の変更)

第4条 発注者又は受注者は、契約期間中に経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により価格に著しい変動を生じ、契約単価が不相当となったと認めたとき、受注者の発電費用等の変動又は消費税法の改正等により契約単価を改定する必要があるときは、協議の上これを変更することができるものとする。

(使用電力量の増減)

第5条 発注者の使用電力量は、都合により年間使用予定電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第6条 各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

2 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワット（1kW）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(予備電力)

第7条 予備電力における契約電力は、常時供給分の契約電力の値とする。また、電力量料金については、その1月の使用電力量につき、常時供給分の該当料金を適用して、常時供給分の電力量料金とあわせて算定する。なお、電力量料金には第9条第4項に定める燃料費調整額及び同条第5項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金を含め、基本料金に力率割引は適用しないものとする。

(使用電力量等の計量)

第8条 受注者は、毎月末日24時の各計量器に記録された値により、計量した最大需要電力、使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。ただし、業務用電力（平日休日別）を適用する需給施設においては、平日、休日別に計量するものとする。以下同じ。）及

び力率を当該計量器毎に記録した書面により発注者に通知し、確認を受けなければならない。

2 使用電力量の単位は、1 キロワット時（1kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

3 力率の単位は、1 パーセント（1%）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
（電気料金の算定）

第9条 1月の電気料金は、契約電力に応じた基本料金、当該月中に使用した電力量に応じた電力量料金及び燃料費調整額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）の合計代金額（以下「電気料金」という。）とする。なお、電気料金については、需給施設毎に計算し端数処理するものとする。

2 前項の基本料金は、契約単価に規定する基本料金単価に契約電力を乗じて得た額とする。ただし、1月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割り引いた額とし、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割り増した額とする。

3 第1項の電力量料金は、契約単価に規定する電力量料金単価に第8条の規定により計量した使用電力量を乗じるものとする。

4 第1項の燃料費調整額は、電気事業法の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項第2号に規定するみなし小売電気事業者のうち、北海道を供給区域とする者（以下「北海道電力株式会社」という。）が定める算式によって算定された額を超えない範囲とする。

5 第1項の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、北海道電力株式会社が定める標準供給条件（高圧）による。

（料金の請求及び支払）

第10条 受注者は、原則として毎月20日までに、前条の規定により算出した前月分の電気料金を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による受注者からの適法な支払請求書等を受領したときは、その日から30日以内に北海道会計管理者の勤務の場所において当該電気料金を支払うものとする。

3 発注者は、その責めに帰すべき理由により前項の電気料金の支払が遅れたときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

（調査等）

第11条 発注者は、電気の供給状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該供給につき適正な履行を求めることができる。

2 受注者は、電気の供給に関し事故が生じた場合は、直ちに、発注者に報告し、その措置につき発注者と協議しなければならない。

（秘密の保持）

第12条 受注者は、この契約の履行に関し知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

（再生可能エネルギー電力の供給と是正措置）

第13条 受注者は「北海道における電力の調達に係る環境配慮要綱（令和8年3月30日付けゼ戦第1166号）」第6条に基づき提出した「北海道への再生可能エネルギー電力の供給予定比率報告書」に記載した供給率に応じた再生可能エネルギー電力を発注者に供給しなければならない。

2 + 前項に基づき供給される再生可能エネルギー電力について、当該再生可能エネルギー電力の由来となった発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転を行う再生可能エネルギー発電施設のいずれかにおいて、その設置又は運転に関して事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令の違反が明らかになった場合、受注者は、当該発電事業者が発電する再生可能エネルギー電力の発注者に対する供給を停止するとともに、その代わりとして、違反が認められない他の発電事業者が発電する再生可能エネルギー電力を供給しなければならない。

(発注者の任意解除権)

第14条 発注者は、第15条、第16条及び第17条に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、発注者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受注者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者が賠償すべき損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による契約解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なしに発注者との協議事項に従わないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められるとき。

(発注者の催告によらない契約解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をすることができないことが明らかとなるとき。

(2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権を譲渡したとき。

(7) 電気事業法その他の電気事業に関する法令又はこれらの関係法令に基づく命令若しくは処分等に違反したとき。

(8) 第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (10) 第13条第2項の規定により、発注者が受注者に対し、是正措置を行うように求めたにもかかわらず、相当の期間内にこれが行われなかったとき。

第17条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第24条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第24条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受注者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第24条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受注者に対する命令とし、これらの命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき理由による場合の契約解除の制限）

第18条 第15条各号又は第16条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、第15条又は第16条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による契約解除権）

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、

その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の責めに帰すべき理由による場合の契約解除の制限)

第20条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、当該解除の日から契約期間満了の日までに係る契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて得た総価額の100分の10に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合と見なされる場合を除く）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

(受注者の損害賠償請求等)

第22条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することできない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(電力の供給に関する損害賠償)

第23条 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者にその損害を賠償しなければならない。

(1) その責めに帰すべき理由により電力の供給に関し発注者に損害を与えたとき。

(2) 第21条第1項に定める賠償金を徴取してもなお、発注者に損害があるとき。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

3 受注者は、電力の供給に関し、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(不正行為に伴う賠償金)

第24条 受注者は、この契約に関して、第17条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の確定した電気料金の合計額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない電気料金に係る賠償金については、確定した都度、前項の規定中「毎月の確定した電気料金の合計額」とあるのは「毎月の確定した電気料金」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 発注者は、実際に生じた損害の額が前2項の賠償金の額を超えたときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

(相殺)

第25条 発注者は、受注者に対して賠償金その他の金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する売買代金請求権その他の債権と相殺することができる。

(電子メールを利用する方法)

第26条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(費用の負担)

第27条 この契約の締結及び電気の供給に係る手続き等の費用は、受注者の負担とする。

(契約に定めのない事項)

第28条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

北海道警察札幌方面指定庁舎電力
(業務用) 需給契約仕様書

警察本部総務部会計課

北海道警察札幌方面指定庁舎電力（業務用）需給については、契約書に定めるほか、この仕様書に定めるところによる。

1 概要

- (1) 需要場所
札幌運転免許試験場庁舎ほか28施設（別記1「需要場所別仕様一覧」のとおり）
- (2) 業種及び用途
官公署（警察施設）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,000V
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,000V
エ 標準周波数	50Hz
オ 受電方式	1回線又は2回線受電方式
- (2) 需給地点
各施設の電気設備と電力供給者の供給設備の接続点
- (3) 工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点に電力供給者が設置した計量装置等は、電力供給者の所有又は管理責任物とする。
- (4) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。
- (5) 電力量等の計量地点
別記1「需要場所別仕様一覧」のとおり
- (6) 予備電力契約の有無等
別記1「需要場所別仕様一覧」のとおり
- (7) 予備発電設備の容量
別記1「需要場所別仕様一覧」のとおり

3 予定契約電力等

- (1) 予定契約電力及び予定使用電力量（合計）

ア 予定契約電力	2,965kW
(ア) うち業務用電力（一般）	258kW（年間計 3,096kW）
(イ) うち業務用電力（平日休日別）	1,810kW（年間計21,720kW）
(ウ) うち予備電力（予備線）	384kW（年間計 4,608kW）
(エ) うち予備電力（予備電源）	513kW（年間計 6,156kW）
イ 年間予定使用電力量	8,251,638kWh
(ア) うち業務用電力（一般）	789,061kWh
(イ) うち業務用電力（平日休日別）	7,462,577kWh
a うち平日	5,156,261kWh
b うち休日	2,306,316kWh

※1 月別は別記2「予定使用電力量一覧」のとおり
※2 予定使用電力量には予備電力分を含む
- (2) 過去の最大需要電力、力率及び使用電力量の実績値
別記3「最大需要電力等の実績一覧（需要場所別・月別）」のとおり
- (3) 力率
85%以上で100%を目途に運用している。

4 特定電源割当証明書の提出

契約の相手方は、「北海道における電力の調達に係る環境配慮要綱」第9条に基づき、別添「特定電源割当証明書」またはこれに準じた形式で作成した、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電力の比率について確認できる資料を、3か月ごとに北海道知事に提出すること。

- ・提出先

〒060－8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課

電話番号：011-204－5197

5 その他

その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件については、発注者と受注者の協議の上、定めるものとする。

需要場所別仕様一覧

No.	需要場所 (需給施設)	住所		電力量等の 計量地点 (受電設備)	契約 種別	予備電力契約 の有無	自家発 補給契約 の有無	付帯割引契約 の有無	太陽光発電による 北電への 売電の有無	供給電気方式 及び 受電方式	供給電圧 (標準電 圧) (V)	計量電圧 (標準電 圧) (V)	標準 周波数 (Hz)	予定契約 電力 (kW)	年間予定 使用電力量 (kWh)	予備発電 設備 (kVA)	
1	札幌運転免許試験場庁舎	006	— 0835	札幌市手稲区曙5条4丁目1－1	庁舎1階 電気室	業務用電力 (一般)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	143	368,559	188
2	警察本部航空隊庁舎	007	— 0852	札幌市東区栄町964	屋外 キュービクル	業務用電力 (一般)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	88	341,114	85
3	警察本部航空隊 帯広分遣隊庁舎	089	— 1245	帯広市泉町西8線中9番11	屋外 キュービクル	業務用電力 (一般)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	27	79,388	55
業務用電力(一般)計 ①														258	789,061	328	

4	警察本部琴似庁舎	063	— 0841	札幌市西区八軒1条西3丁目1ー9	庁舎1階 電気室	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	134	615,549	200
5	警察本部琴似留置場庁舎	063	— 0841	札幌市西区八軒1条西3丁目1ー28	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	35	141,068	50
6	中央警察署庁舎	060	— 0001	札幌市中央区北1条西5丁目4	庁舎地下2階 電気室	業務用電力 (平日休日別)	予備 電源	無	無	無	交流3相3線式 二回線受電方式	6,000	6,000	50	366	1,415,796	625
7	東警察署庁舎	065	— 0016	札幌市東区北16条東1丁目3ー15	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	91	314,594	48
8	西警察署庁舎	063	— 0032	札幌市西区西野2条5丁目3ー60	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	予備 線	無	無	無	交流3相3線式 二回線受電方式	6,000	6,000	50	46	210,423	80
9	南警察署庁舎	064	— 0929	札幌市中央区南29条西11丁目1	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	50	212,681	21
10	北警察署庁舎	001	— 0024	札幌市北区北24条西8丁目2ー20	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	予備 線	無	無	無	交流3相3線式 二回線受電方式	6,000	6,000	50	61	296,735	57.5
11	白石警察署庁舎	003	— 0803	札幌市白石区菊水3条5丁目4ー2	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	45	192,383	47.5
12	豊平警察署庁舎	062	— 0907	札幌市豊平区豊平7条13丁目1ー15	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	予備 線	無	無	無	交流3相3線式 二回線受電方式	6,000	6,000	50	113	450,455	47.5

需要場所別仕様一覧

No.	需要場所 (需給施設)	住所	電力量等の 計量地点 (受電設備)	契約 種別	予備電 力契約 の有無	自家発 補給契 約の有 無	付帯割 引契約 の有無	太陽光発 電による 北電への 売電の有 無	供給電気方式 及び 受電方式	供給電圧 (標準電 圧) (V)	計量電圧 (標準電 圧) (V)	標準 周波数 (Hz)	予定契約 電力 (kW)	年間予定 使用電力量 (kWh)	予備発電 設備 (kVA)
13	厚別警察署庁舎	004 ― 0052 札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5―20	庁舎4階 電気室	業務用電力 (平日休日別)	予備 線	無	無	無	交流3相3線式 二回線受電方式	6,000	6,000	50	164	509,613	200
14	手稲警察署庁舎	006 ― 0011 札幌市手稲区富丘1条4丁目3―1	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	73	296,913	150
15	江別警察署庁舎	067 ― 0073 江別市弥生町23	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	26	105,155	35
16	千歳警察署庁舎	066 ― 0042 千歳市東雲町5丁目61	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	60	250,227	80
17	岩見沢警察署庁舎	068 ― 0010 岩見沢市10条東2丁目1―1	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	32	148,687	27
18	岩見沢警察署美唄警察庁舎	072 ― 0002 美唄市東1条北7丁目1―1	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	23	94,409	31
19	栗山警察署庁舎	069 ― 1513 夕張郡栗山町朝日3丁目115―11	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	24	108,689	20
20	滝川警察署庁舎	073 ― 0023 滝川市緑町1丁目1―12	庁舎3階 電気室	業務用電力 (平日休日別)	予備 電源	無	無	無	交流3相3線式 二回線受電方式	6,000	6,000	50	147	532,550	315
21	滝川警察署赤歌警察庁舎	079 ― 1142 赤平市東大町3丁目2	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	18	79,178	20
22	小樽警察署庁舎	047 ― 0033 小樽市富岡1丁目7―1	庁舎地下1階 電気室	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	91	461,242	220
23	余市警察署庁舎	046 ― 0015 余市郡余市町朝日町27	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	20	103,136	20
24	伊達警察署庁舎	052 ― 0031 伊達市館山町10―22	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	30	130,886	20
25	室蘭警察署庁舎	050 ― 0083 室蘭市東町4丁目27―10	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	52	275,663	150
26	苫小牧警察署庁舎	053 ― 0018 苫小牧市旭町3丁目5―12	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	52	256,611	30
27	門別警察署庁舎	055 ― 0004 沙流郡日高町富川東1丁目4―1	屋外 キュービクル	業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	21	84,842	35

需要場所別仕様一覧

No.	需要場所 (需給施設)	住所		電力量等の 計量地点 (受電設備)	契約 種別	予備電力契約 の有無	自家発 補給契約の有無	付帯割引契約 の有無	太陽光発電による 北電への 売電の有無	供給電気方式 及び 受電方式	供給電圧 (標準電 圧) (V)	計量電圧 (標準電 圧) (V)	標準 周波数 (Hz)	予定契約 電力 (kW)	年間予定 使用電力量 (kWh)	予備発電 設備 (kVA)
28	静内警察署庁舎	056	— 0014	日高郡新ひだか町静内古川町1丁目3-22	屋外 キュービクル 業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	19	87,943	35
29	浦河警察署庁舎	057	— 0024	浦河郡浦河町築地2丁目2-4	屋外 キュービクル 業務用電力 (平日休日別)	無	無	無	無	交流3相3線式 一回線受電方式	6,000	6,000	50	17	87,149	24
※1 年間予定使用電力量には予備電力分を含む。														業務用電力(平日休日別)計 ②		
														予備電力(予備線)計 ③		
※2 付帯割引契約とは業務用空調システム契約、業務用電化厨房契約、業務用電化システム契約、業務用蓄熱調整契約等をいう。														予備電力(予備電源)計 ④		
														合計(①+②+③+④)		

予定使用電力量一覧【令和9年2月から令和10年1月まで】

区 分		R8 2月	R8 3月	R8 4月	R8 5月	R8 6月	R8 7月	R8 8月	R8 9月	R8 10月	R8 11月	R8 12月	R9 1月	合計
業務用電力 (一般)	契約電力(kW)	258	258	258	258	258	258	258	258	258	258	258	258	3,096
	電力使用量(kWh)	68,938	70,814	59,974	51,778	55,126	64,534	65,368	61,800	63,338	69,211	76,824	81,356	789,061
業務用電力 (平日休日別)	契約電力(kW)	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	21,720
	電力使用量(kWh)	658,530	643,269	524,958	492,331	527,080	645,299	656,123	619,568	584,083	614,372	719,211	777,753	7,462,577
	※予備電力分を含む	平日	444,597	453,030	365,314	285,562	403,727	480,276	453,149	441,046	434,099	389,513	505,136	5,156,261
		休日	213,933	190,239	159,644	206,769	123,353	165,023	202,974	178,522	149,984	224,859	214,075	2,306,316
予備電力	契約電力(予備線)(kW)	384	384	384	384	384	384	384	384	384	384	384	384	4,608
	契約電力(予備電源)(kW)	513	513	513	513	513	513	513	513	513	513	513	513	6,156

電力使用量 総 計
8,251,638

最大需要電力等の実績一覧(需要場所別・月別)

No.	需要場所 (需給施設)	契約種別	最大需要電力・使用電力量・力率														
			区分	R8年								R7年				R8年	計
				2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
1	札幌運転免許試験場庁舎	業務用電力 (一般)	最大需要電力(kW)	87	88	83	86	108	129	143	119	97	82	89	90	－	
			使用電力量(kWh)	28,071	31,249	28,508	27,316	30,158	35,569	36,448	31,435	29,564	28,724	31,141	30,376	368,559	
			力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	
2	警察本部航空隊庁舎	業務用電力 (一般)	最大需要電力(kW)	75	67	50	44	53	58	58	71	70	84	70	88	－	
			使用電力量(kWh)	33,006	32,505	24,650	19,387	20,222	23,792	23,955	25,057	27,451	33,094	36,979	41,016	341,114	
			力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	
3	警察本部航空隊 帯広分遣隊庁舎	業務用電力 (一般)	最大需要電力(kW)	24	24	19	17	16	16	21	19	19	23	26	27	－	
			使用電力量(kWh)	7,861	7,060	6,816	5,075	4,746	5,173	4,965	5,308	6,323	7,393	8,704	9,964	79,388	
			力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	
		小計①	最大需要電力(kW)	186	179	152	147	177	203	222	209	186	189	185	205	－	
			使用電力量(kWh)	68,938	70,814	59,974	51,778	55,126	64,534	65,368	61,800	63,338	69,211	76,824	81,356	789,061	

No.	需要場所 (需給施設)	契約種別	最大需要電力・使用電力量・力率														
			区分	R8年								R7年				R8年	計
				2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
4	警察本部琴似庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	89	86	84	92	103	126	125	134	119	97	91	94	－	
			使用電力量(kWh)	42,799	45,687	43,562	44,381	51,182	60,071	59,137	64,904	57,407	48,382	48,282	49,755	615,549	
			平 日	28,387	31,892	30,049	25,535	38,308	43,951	40,299	45,269	42,107	30,402	33,359	31,777	421,335	
			休 日	14,412	13,795	13,513	18,846	12,874	16,120	18,838	19,635	15,300	17,980	14,923	17,978	194,214	
			力率(%)	100	100	100	100	99	100	100	100	100	100	100	100	－	
5	警察本部琴似留置場庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	31	33	21	22	19	20	14	20	24	35	30	31	－	
			使用電力量(kWh)	13,727	15,538	11,451	8,933	10,030	9,930	7,191	10,541	11,044	14,050	14,244	14,389	141,068	
			平 日	8,952	10,522	7,661	4,851	7,414	6,998	4,693	7,128	7,961	8,585	9,987	8,851	93,603	
			休 日	4,775	5,016	3,790	4,082	2,616	2,932	2,498	3,413	3,083	5,465	4,257	5,538	47,465	
			力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	
6	中央警察署庁舎 ※使用電力量には予備電力分を含む	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	253	230	221	281	295	358	366	328	298	229	254	263	－	
			使用電力量(kWh)	106,442	109,524	99,533	105,253	117,433	146,942	151,207	127,945	109,530	102,704	114,823	124,460	1,415,796	
			平 日	73,465	78,653	70,157	62,857	91,157	110,627	105,523	91,030	82,090	66,772	82,232	81,778	996,341	
			休 日	32,977	30,871	29,376	42,396	26,276	36,315	45,684	36,915	27,440	35,932	32,591	42,682	419,455	
			力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	
7	東警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	88	72	41	33	38	49	52	49	53	62	78	91	－	
			使用電力量(kWh)	38,593	32,560	18,189	15,154	16,054	19,694	20,908	17,340	18,723	27,734	40,559	49,086	314,594	
			平 日	25,876	22,672	12,370	8,511	12,243	14,625	14,364	12,218	13,909	17,290	27,954	31,039	213,071	
			休 日	12,717	9,888	5,819	6,643	3,811	5,069	6,544	5,122	4,814	10,444	12,605	18,047	101,523	
			力率(%)	99	99	100	100	100	99	99	99	99	99	99	99	－	
8	西警察署庁舎 ※使用電力量には予備電力分を含む	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	36	36	35	33	39	46	44	38	33	34	37	36	－	
			使用電力量(kWh)	17,059	18,119	15,636	14,705	16,394	21,541	21,489	17,034	15,209	16,025	18,304	18,908	210,423	
			平 日	11,511	12,843	10,942	8,685	12,662	15,850	14,809	12,131	11,370	10,232	12,996	12,192	146,223	
			休 日	5,548	5,276	4,694	6,020	3,732	5,691	6,680	4,903	3,839	5,793	5,308	6,716	64,200	
			力率(%)	99	98	98	98	97	96	96	96	98	98	99	99	－	
9	南警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	33	31	30	39	43	50	50	46	35	32	32	35	－	
			使用電力量(kWh)	15,123	15,477	14,676	16,606	19,142	22,850	23,959	19,792	16,250	15,106	16,257	17,443	212,681	
			平 日	10,181	10,936	10,160	9,913	14,645	16,850	16,404	14,097	11,989	9,616	11,410	11,363	147,564	
			休 日	4,942	4,541	4,516	6,693	4,497	6,000	7,555	5,695	4,261	5,490	4,847	6,080	65,117	
			力率(%)	98	98	98	97	96	96	96	96	98	98	98	99	－	

最大需要電力等の実績一覧(需要場所別・月別)

No.	需要場所 (需給施設)	契約種別	区分	最大需要電力・使用電力量・力率													
				R8年								R7年				R8年	
				2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計	
10	北警察署庁舎 ※使用電力量には予備電力分を含む	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	57	51	43	41	51	58	61	54	44	46	55	60	－	
			使用電力量(kWh)	25,932	25,590	21,892	20,936	22,436	27,006	28,419	23,361	21,678	23,051	26,493	29,941	296,735	
			平日	17,441	18,018	15,153	12,226	17,210	20,246	19,719	16,690	16,100	14,362	18,494	19,397	205,056	
			休日	8,491	7,572	6,739	8,710	5,226	6,760	8,700	6,671	5,578	8,689	7,999	10,544	91,679	
			力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－
11	白石警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	30	30	29	29	37	45	45	42	31	33	31	32	－	
			使用電力量(kWh)	13,630	14,783	13,715	13,878	15,639	20,848	21,702	18,604	15,247	14,266	15,040	15,031	192,383	
			平日	9,286	10,556	9,601	8,212	12,061	15,400	14,990	13,237	11,330	9,102	10,701	9,753	134,229	
			休日	4,344	4,227	4,114	5,666	3,578	5,448	6,712	5,367	3,917	5,164	4,339	5,278	58,154	
			力率(%)	97	97	97	97	96	95	95	95	97	97	97	97	97	－
12	豊平警察署庁舎 ※使用電力量には予備電力分を含む	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	104	82	58	70	74	85	85	77	77	83	101	113	－	
			使用電力量(kWh)	48,129	41,860	27,523	25,387	28,832	34,984	35,814	29,111	29,988	39,403	50,949	58,475	450,455	
			平日	31,810	28,544	18,953	14,618	22,034	26,084	24,536	20,732	22,178	24,010	34,915	36,749	305,163	
			休日	16,319	13,316	8,570	10,769	6,798	8,900	11,278	8,379	7,810	15,393	16,034	21,726	145,292	
			力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－
13	厚別警察署庁舎 ※使用電力量には予備電力分を含む	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	135	104	73	76	102	136	147	164	134	100	118	131	－	
			使用電力量(kWh)	41,505	39,068	30,718	30,080	33,233	44,914	48,039	56,055	44,299	41,540	47,738	52,424	509,613	
			平日	28,990	27,996	21,809	18,109	26,017	34,271	34,277	41,425	33,510	27,215	34,289	34,544	362,452	
			休日	12,515	11,072	8,909	11,971	7,216	10,643	13,762	14,630	10,789	14,325	13,449	17,880	147,161	
			力率(%)	97	97	97	96	95	93	92	100	100	100	100	98	98	－
14	手稲警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	62	58	50	43	50	56	56	69	64	66	73	58	－	
			使用電力量(kWh)	26,300	24,670	22,741	17,322	18,046	23,204	21,989	26,260	24,587	31,937	33,351	26,506	296,913	
			平日	17,767	17,899	15,884	9,751	13,728	17,502	15,397	18,536	18,218	20,066	24,076	17,245	206,069	
			休日	8,533	6,771	6,857	7,571	4,318	5,702	6,592	7,724	6,369	11,871	9,275	9,261	90,844	
			力率(%)	97	97	96	98	98	96	96	99	99	98	99	98	98	－
15	江別警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	21	19	17	17	21	25	26	23	19	21	21	22	－	
			使用電力量(kWh)	8,373	8,609	7,201	7,055	8,257	10,505	11,330	9,370	7,811	7,945	9,084	9,615	105,155	
			平日	5,710	6,057	5,080	4,162	6,391	7,989	7,985	6,801	5,872	5,180	6,583	6,352	74,162	
			休日	2,663	2,552	2,121	2,893	1,866	2,516	3,345	2,569	1,939	2,765	2,501	3,263	30,993	
			力率(%)	100	100	100	99	98	97	97	97	100	100	100	100	100	－
16	千歳警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	55	50	36	30	31	37	45	33	39	48	58	60	－	
			使用電力量(kWh)	25,473	24,963	19,004	16,742	14,715	16,677	18,687	15,193	17,689	22,506	28,089	30,489	250,227	
			平日	16,916	17,340	13,186	9,356	11,197	12,569	12,844	10,656	13,055	14,017	19,582	19,668	170,386	
			休日	8,557	7,623	5,818	7,386	3,518	4,108	5,843	4,537	4,634	8,489	8,507	10,821	79,841	
			力率(%)	100	100	100	99	99	99	98	99	100	100	100	99	99	－
17	岩見沢警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	25	24	22	21	24	31	32	24	23	24	24	25	－	
			使用電力量(kWh)	12,074	12,524	11,629	10,745	11,120	14,979	15,894	11,393	10,602	11,686	13,083	12,958	148,687	
			平日	8,045	8,882	8,135	6,323	8,494	11,150	10,919	8,069	7,955	7,352	9,144	8,349	102,817	
			休日	4,029	3,642	3,494	4,422	2,626	3,829	4,975	3,324	2,647	4,334	3,939	4,609	45,870	
			力率(%)	99	99	99	99	98	97	96	97	99	99	99	99	99	－
18	岩見沢警察署 美唄警察庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	20	19	15	12	11	13	13	22	21	19	23	20	－	
			使用電力量(kWh)	9,317	9,593	7,071	5,407	4,570	5,259	5,665	7,820	8,201	9,774	10,693	11,039	94,409	
			平日	6,226	6,750	4,833	2,866	3,391	3,890	3,781	5,552	6,177	6,070	7,386	7,003	63,925	
			休日	3,091	2,843	2,238	2,541	1,179	1,369	1,884	2,268	2,024	3,704	3,307	4,036	30,484	
			力率(%)	97	97	96	97	96	95	95	97	97	97	97	97	97	－
19	栗山警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	23	21	20	18	18	20	20	19	19	21	24	24	－	
			使用電力量(kWh)	9,238	9,676	8,647	8,311	8,167	9,034	8,711	8,191	8,782	8,422	10,467	11,043	108,689	
			平日	6,406	6,992	6,149	4,953	6,404	6,893	6,151	5,941	6,658	5,542	7,512	7,401	77,002	
			休日	2,832	2,684	2,498	3,358	1,763	2,141	2,560	2,250	2,124	2,880	2,955	3,642	31,687	
			力率(%)	100	100	99	99	99	99	99	99	99	99	100	100	100	－

最大需要電力等の実績一覧(需要場所別・月別)

No.	需要場所 (需給施設)	契約種別	最大需要電力・使用電力量・力率													
			区分	R8年							R7年				R8年	計
				2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
20	滝川警察署庁舎 ※使用電力量には予備電力分を含む	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	146	107	79	56	57	74	70	61	95	102	134	147	-
			使用電力量(kWh)	64,948	54,974	34,583	24,483	25,112	32,955	32,309	25,460	36,487	49,202	67,790	84,247	532,550
			平日	43,373	37,908	24,285	13,335	19,000	24,188	21,945	17,923	27,062	30,489	46,746	53,283	359,537
			休日	21,575	17,066	10,298	11,148	6,112	8,767	10,364	7,537	9,425	18,713	21,044	30,964	173,013
			力率(%)	99	100	100	100	100	100	100	100	100	100	99	99	-
21	滝川警察署赤歌警察庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	15	15	12	9	8	11	12	18	14	16	16	16	-
			使用電力量(kWh)	7,644	8,125	5,745	4,073	4,124	5,358	6,031	7,845	6,662	7,313	8,024	8,234	79,178
			平日	5,088	5,692	3,959	2,198	3,102	3,912	3,986	5,588	4,921	4,625	5,627	5,298	53,996
			休日	2,556	2,433	1,786	1,875	1,022	1,446	2,045	2,257	1,741	2,688	2,397	2,936	25,182
			力率(%)	100	100	100	98	100	100	100	98	99	100	99	100	-
22	小樽警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	90	81	72	57	73	77	74	87	85	78	90	91	-
			使用電力量(kWh)	44,052	43,748	35,497	29,250	29,985	36,859	34,362	39,800	37,879	34,079	46,112	49,619	461,242
			平日	29,878	30,650	24,291	16,284	22,803	26,100	23,183	28,827	27,796	21,944	32,057	31,790	315,603
			休日	14,174	13,098	11,206	12,966	7,182	10,759	11,179	10,973	10,083	12,135	14,055	17,829	145,639
			力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	-
23	余市警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	19	16	15	12	14	16	15	20	20	16	18	19	-
			使用電力量(kWh)	9,860	9,370	7,371	6,687	6,516	7,400	7,774	8,763	8,222	9,396	10,377	11,400	103,136
			平日	6,587	6,533	5,074	3,777	4,953	5,572	5,368	6,248	6,100	5,897	7,223	7,210	70,542
			休日	3,273	2,837	2,297	2,910	1,563	1,828	2,406	2,515	2,122	3,499	3,154	4,190	32,594
			力率(%)	98	97	97	96	95	95	94	94	97	98	98	98	-
24	伊達警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	26	22	19	17	17	22	24	21	21	25	28	30	-
			使用電力量(kWh)	12,454	11,968	9,048	8,338	7,986	9,123	9,575	9,466	10,548	12,274	14,883	15,223	130,886
			平日	8,418	8,394	6,220	4,693	6,059	6,898	6,659	6,750	7,813	7,828	10,464	9,791	89,987
			休日	4,036	3,574	2,828	3,645	1,927	2,225	2,916	2,716	2,735	4,446	4,419	5,432	40,899
			力率(%)	99	99	98	97	97	97	96	94	97	98	99	99	-
25	室蘭警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	46	41	37	36	39	42	41	51	50	50	52	48	-
			使用電力量(kWh)	22,176	22,309	19,650	20,273	19,903	21,720	21,992	24,786	25,288	25,102	26,484	25,980	275,663
			平日	14,641	15,580	13,471	11,752	15,008	16,009	14,763	17,364	18,510	15,717	18,305	16,379	187,499
			休日	7,535	6,729	6,179	8,521	4,895	5,711	7,229	7,422	6,778	9,385	8,179	9,601	88,164
			力率(%)	98	98	98	98	98	98	98	99	98	98	98	98	-
26	苫小牧警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	47	45	43	39	45	51	50	49	45	46	52	52	-
			使用電力量(kWh)	20,586	21,664	19,444	18,738	19,116	21,797	23,357	21,341	21,049	21,461	23,825	24,233	256,611
			平日	14,066	15,544	13,724	11,205	14,817	16,628	16,296	15,384	15,769	13,677	16,978	16,003	180,091
			休日	6,520	6,120	5,720	7,533	4,299	5,169	7,061	5,957	5,280	7,784	6,847	8,230	76,520
			力率(%)	99	99	98	98	98	97	97	97	98	98	99	99	-
27	門別警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	19	17	14	12	12	15	14	12	13	15	17	21	-
			使用電力量(kWh)	9,051	8,036	6,557	6,107	5,765	6,630	6,263	4,886	5,658	6,763	8,407	10,719	84,842
			平日	6,044	5,612	4,589	3,563	4,421	4,906	4,336	3,492	4,308	4,388	5,905	6,801	58,365
			休日	3,007	2,424	1,968	2,544	1,344	1,724	1,927	1,394	1,350	2,375	2,502	3,918	26,477
			力率(%)	100	100	100	100	98	99	99	100	100	100	100	100	-

最大需要電力等の実績一覧(需要場所別・月別)

No.	需要場所 (需給施設)	契約種別	最大需要電力・使用電力量・力率														
			区分	R8年								R7年				R8年	計
				2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
28	静内警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	17	15	14	13	15	18	19	18	17	17	18	17	-	
			使用電力量(kWh)	6,642	6,830	6,410	6,279	6,348	7,927	9,016	7,609	7,600	7,006	7,892	8,384	87,943	
			平日	4,564	4,921	4,476	3,660	4,919	5,938	6,292	5,356	5,707	4,584	5,648	5,547	61,612	
			休日	2,078	1,909	1,934	2,619	1,429	1,989	2,724	2,253	1,893	2,422	2,244	2,837	26,331	
			力率(%)	98	98	98	98	98	97	96	98	98	99	98	98	-	
29	浦河警察署庁舎	業務用電力 (平日休日別)	最大需要電力(kW)	17	17	16	14	15	14	12	13	14	15	17	17	-	
			使用電力量(kWh)	7,403	8,004	7,465	7,208	6,975	7,092	5,303	6,698	7,643	7,245	7,961	8,152	87,149	
			平日	4,969	5,644	5,103	4,167	5,289	5,230	3,630	4,602	5,634	4,551	5,563	5,249	59,631	
			休日	2,434	2,360	2,362	3,041	1,686	1,862	1,673	2,096	2,009	2,694	2,398	2,903	27,518	
			力率(%)	99	100	100	100	100	100	99	99	100	99	99	99	-	
		小計②	最大需要電力(kW)	1,504	1,322	1,116	1,122	1,251	1,495	1,512	1,492	1,407	1,330	1,492	1,553	-	
			使用電力量(kWh)	658,530	643,269	524,958	492,331	527,080	645,299	656,123	619,568	584,083	614,372	719,211	777,753	7,462,577	
			平日	444,597	453,030	365,314	285,562	403,727	480,276	453,149	441,046	434,099	389,513	505,136	500,812	5,156,261	
			休日	213,933	190,239	159,644	206,769	123,353	165,023	202,974	178,522	149,984	224,859	214,075	276,941	2,306,316	
合計(①+②)		最大需要電力(kW)	1,690	1,501	1,268	1,269	1,428	1,698	1,734	1,701	1,593	1,519	1,677	1,758	-		
		使用電力量(kWh)	727,468	714,083	584,932	544,109	582,206	709,833	721,491	681,368	647,421	683,583	796,035	859,109	8,251,638		